

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和6年3月21日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
荒竹次長

議 題

人事院規則16—0（職員の災害補償）等の改正

議事の概要

- 議題「人事院規則16—0（職員の災害補償）等の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 各種援護金の金額変更については、その原因や背景について適切に把握してほしい。
 - ・ 特別援護金の支給対象について考えることも必要ではないか。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則16—0(職員の災害補償)等の一部改正について

令和6年3月21日
職員福祉局

1 人事院規則16—0(職員の災害補償)の一部改正

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う人事院規則16—0(職員の災害補償)第25条の改正

休業補償は、職員が公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため勤務することができず、その間給与を受けないとき、当該勤務期間について平均給与額の6割に相当する額を支給するものである。ただし、刑事施設等に拘禁されている場合や、少年院等に収容されている場合で人事院規則に定める場合は、休業補償の支給を行わないこととしている（国家公務員災害補償法第12条）。この規定を受け、人事院規則16—0（規則16—0）第25条第2号は、売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を規定している。

今般、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日）により、売春防止法の規定による補導処分が廃止され、これに伴い婦人補導院法も廃止されることから、同院に収容されている場合を休業補償の支給を行わない場合から削除するため、規則16—0第25条第2号の改正を行う（労働者災害補償保険制度（労災）においても、同様の改正を公布済）。

2 人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)等の一部改正

1 奨学援護金の支給額の改定に伴う人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)第16条の改正

年金受給者の生活様態において子弟等の教育費が大きな負担となっている実情を考慮し、学校教育法及び職業能力開発促進法に定めのある学校に在籍している者の学費負担軽減のため、年金額が一定以下の受給者には福祉事業として奨学援護金を支給している。

奨学援護金の支給額については、文部科学省「子供の学習費調査」等に基づく教育費の推計額を用いた算定方法により、小学校から高校までの支給額の改定の可否を判断してきている。

今般、この方法により改定の可否を検討したところ、小学校、中学校、高校について、教育費の推計額の増加により、それぞれ下記のとおり支給額を増額する必要が生じたことから、規則16—3第16条第1号から第3号を改正し、各学校に係る奨学援護金の支給額を改定することとする（労災における労災就学援護費も同様の改定を実施済）。

- ・ 小学校 （現行）14,000 円 →（改定後）15,000 円
- ・ 中学校 （現行）18,000 円 →（改定後）20,000 円
- ・ 高校生等（現行）18,000 円 →（改定後）19,000 円

2 就労保育援護金の支給額の改定に伴う人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)第18条第3項の改正

未就学の子を持つ年金受給者の生活実態や学校等に在学する子供を持つ年金受給者に支給される奨学援護金との均衡等を考慮し、年金受給者又はその家族等が就労し、そのため子供を保育所等に預けている場合に、当該保育に係る費用を援護することにより、その就労に資するよう、年金額が一定以下の受給者には福祉事業として就労保育援護金を支給している。

就労保育援護金の支給額については、奨学援護金と同様の算定方法により、改定の要否を判断してきている。

改定の要否を検討したところ、教育費の推計額の減少により、支給額を減額する必要が生じたことから、12,000 円から 8,000 円に引き下げる。ただし、現受給者の生活への影響を考慮し、減額改定前の金額を適用されていた者が改定日（令和6年4月1日）において引き続き就労保育援護金の適用を受ける場合にあっては、令和7年3月31日までの間、月額10,000円(2,000円減額)とする（労災における労災就労保育援護費も同様の改定を実施済）。

3 特別援護金の支給額の改定に伴う人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)第19条の4及び5の改正

国公災における福祉事業の一つとして、職員の公務・通勤による死亡・障害残存時に、民間の法定外給付に相当する一時金である特別援護金が支給される（規則16—3第19条の4及び第19条の5）。特別援護金については、「民間企業の勤務条件制度等調査」（勤務条件制度調査）において法定外給付の実態を調査し、その結果を考慮して額を決定しているところである。

昨年度の勤務条件制度調査の結果、「公務上の障害」及び「通勤による死亡」の場合の特別援護金の額が民間企業の「業務上の障害」及び「通勤による死亡」に係る法定外給付の水準を一定程度上回ったことから、官民の水準を均衡させるため、規則16—3第19条の4及び5を改正し、上限額を「公務・障害」については1,435万円に、「通勤・死亡」については1,045万円にそれぞれ引き下げる。

3 公布・施行日

令和6年3月29日公布、同年4月1日施行

以 上